

「短期入所生活介護」・「介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
(兵庫県指定 第2871600157号)

当事業所はご契約者（以下「ご利用者」と言う）に対して短期入所生活介護サービスまたは介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 千鳥会
- (2) 法人所在地 兵庫県淡路市大町畑字丈尺 597 番地 4
- (3) 電話番号及び F A X 番号
電 話 番 号 (0799) 62-5100
F A X 番 号 (0799) 62-5530
- (4) E-m a i l chidorigo@helen.ocn.ne.jp
- (5) 代表者氏名 笠谷 享代
- (6) 設立年月日 1992年（平成4年）4月1日
- (7) U R L <https://www.chidorikai.com/>

2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建
- (2) 建物の延べ床面積 2,595.08㎡
- (3) 事業所の周辺環境
1998年（平成10年）4月に開通した明石海峡大橋を渡ってすぐに淡路市があり、当ホームはその山岳の一部にアメニティタウン21として開発されたところです。緑に囲まれた事業所は、まさに高齢者の憩いの館です。
- (4) 事業の種類 ※当事業所は特別養護老人ホーム千鳥会ゴールドに併設されています。
 - ・短期入所生活介護事業 2000年（平成12年）4月1日指定
兵庫県第2871600157号
 - ・介護予防短期入所生活介護事業 2006年（平成18年）4月1日指定
兵庫県2871600157号
- (5) 事業所の目的
介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むため必要な居室および共用事業所等をご利用いただき、サービスを提供します。

- (6) 事業所の名称 特別養護老人ホーム千鳥会ゴールド
- (7) 事業所の所在地 兵庫県淡路市大町畑字丈尺 597 番地 4
交通機関 津名一宮インターから車で約 5 分
淡路交通バス鮎原線、大町小学校前バス停から徒歩約 7 分
- (8) 電話番号及び F A X 番号 電話番号 (0799) 62-5100
F A X 番号 (0799) 62-5530
- (9) 管理者(総施設長) 氏名 笠谷 享代
- (10) 当事業所の運営方針

○ 理念

心と心

1. 福祉はいつでも全ての人のために
1. 個人の尊厳の保持
1. 地域に貢献できる事業の提供
1. 社会資源の効果的な利用で自己実現を目指す
1. 専門性を高める教育・研修の充実

○ 基本方針

1. 地域福祉に関する機能や役割を担います。
1. 利用者に信頼されるよう高品質のサービスを提供します。
1. 利用者の主体的参加が得られるサービスメニューの展開と実施を目指します。

○ サービス計画に基づき、要介護者等の心身の特性を踏まえて、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

○ 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村保険者、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- (11) 開設(サービス開始)年月 1992年(平成4年)5月1日

- (12) 通常の事業の実施地域 淡路市

- (13) 営業日及び営業時間

営業時間	年中無休
受付時間	月曜日～日曜日、9時～17時
サービス提供時間帯	年中無休

- (14) 利用定員 11名

但し、併設する指定介護老人福祉施設に空床がある場合は利用することができます。

- (15) 居室等の概要

短期入所生活介護サービスまたは介護予防短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、個室、2人部屋または4人部屋となります。但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により変更になる場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（１人部屋）	１室	一人当たり面積１５．１１㎡、トイレは無
２人部屋	３室	一人当たり面積１０．０７㎡、トイレは無
４人部屋	１室	一人当たり面積９．７１５㎡、トイレは無
合計	５室	
食堂	２室	
機能訓練室	１室	歩行訓練階段・平行棒・交互滑車運動器等
浴室	２室	特殊浴槽、ミスト浴槽
医務室	１室	

☆ 居室の変更

ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者や家族等と協議の上、決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項（※トイレの場所（居室内、居室外）等）

- ・ トイレの場所（居室外）
- ・ 洗面台（居室内）
- ・ ロッカー（居室内）

☆ 居室に係る料金は以下の通りとします。

居室	居住費（１日あたり）
多床室	９１５円

３．契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第３条参照）

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。

① 当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に短期入所生活介護計画の原案作成や、その為に必要な調査等の業務を担当させます。

② その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、ご利用者及びはそのご家族等に対して説明し、同意を得た上で決定し交付します。

③ 短期入所生活計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご利用者及びそのご家族等の要請に応じて、変更の必要が有るかどうかを確認し、変更の必要の有る場合には、ご利用者及びそのご家族等と協議して、短期入所生活計画を変更します。

④ 短期入所生活計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご利用者に係る「居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要支援認定・要介護認定を受けている場合

- 介護予防支援事業者・居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 短期入所生活計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。（償還払い）

介護予防サービス計画・居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

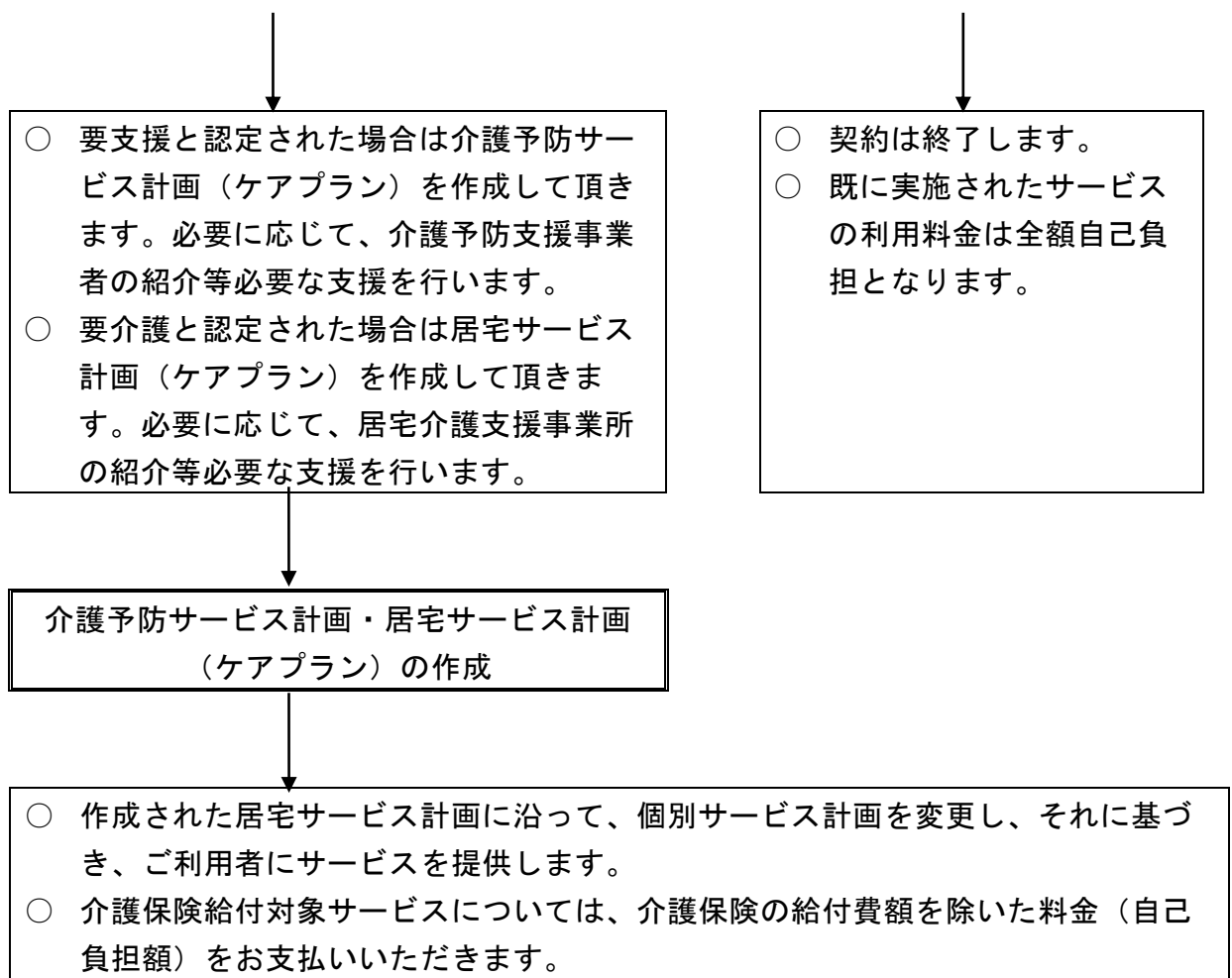
- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

② 要支援認定・要介護認定を受けていない場合

- 要支援認定・要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。（償還払い）

要支援、要介護と認定された場合

自立と認定された場合



4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して短期入所生活介護サービスまたは介護予防期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職名	配置人員
施設長	兼務 1 名
介護職員	3 : 1 の法定基準人員
※職員配置については、特別養護老人ホーム千鳥会ゴールドとの兼務体制の中で、指定基準を遵守しています。	

☆ 常勤換算…職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名となります
 $(8 \text{ 時間} \times 5 \text{ 名} \div 40 \text{ 時間} = 1 \text{ 名})$

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

① 〈サービスの概要〉

① 食事（但し、食費は別途いただきます。）

・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）朝食 8：00 ～

昼食 12：00 ～

夕食 18：00 ～

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきり状態でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援所を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその低下を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ 生活相談

- ・ご利用者に対して、生活相談員等による日常生活上の相談に応じます。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑧ 定例行事及び全員参加するレクリエーション

⑨ 送迎

- ・ご利用者の居宅と当事業所との間の送迎を行います。

(i) 〈サービス利用料金（1日あたり 概算）〉（契約書第8条参照）

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

※次ページ以降のサービス利用料金表をご参照下さい。

利用料金は（C）+加算Ⅱ（該当者のみ）となります。

なお、加算Ⅱはサービスを提供した方のみ対象で、その分の料金は追加となります。

サービス利用料金表（１日あたり）１割負担の方 連続利用 30 日まで

ご利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
(1) 基本サービス費 [併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ)多床室]	451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
(2) 加算Ⅰ（体制加算）			備考				
夜間職員配置加算（Ⅰ）	13 円		要支援の方は夜間職員配置加算Ⅰを算定しません。職員配置や体制等により、算定する加算が変更する場合があります。				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円						
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月額 10 円						
(3) 介護職員等処遇改善 加算（Ⅰ）ロ 【(1)+(2)×17.6%】 ※生産性向上推進体制加算（Ⅱ） の分は除く	83 円	103 円	112 円	124 円	137 円	150 円	162 円
(A) 介護保険自己負担額 合計	556 円	686 円	750 円	831 円	917 円	1,000 円	1,081 円
(B) 実費負担							
滞在費	915 円						
食費	1,700 円 ※食費は1食ごとの請求となります。 (朝食：400 円、昼食：700 円、夕食：600 円)						
(C) 自己負担合計額合計 【（A）+（B）】 ※食費は1,600 円で算定	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
第4段階	3,171 円	3,301 円	3,365 円	3,446 円	3,532 円	3,615 円	3,696 円

※ (C) 自己負担合計額合計に、加算Ⅱ（サービス提供した場合の加算、該当者のみ）が加わります。

サービス利用料金表（１日あたり）１割負担の方 連続利用 31 日以上

ご利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
(1) 基本サービス費 [併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ)多床室]	442 円	548 円	573 円	642 円	715 円	785 円	854 円
(2) 加算Ⅰ（体制加算）			備考				
夜間職員配置加算（Ⅰ）	13 円		要支援の方は夜間職員配置加算Ⅰを算定しません。職員配置や体制等により、算定する加算が変更する場合があります。				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円						
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月額 10 円						
(3) 介護職員等処遇改善 加算（Ⅰ）ロ 【(1)+(2) × 17.6%】 ※生産性向上推進体制加算（Ⅱ） の分は除く	82 円	100 円	107 円	119 円	132 円	144 円	156 円
(A) 介護保険自己負担額 合計	546 円	670 円	715 円	796 円	882 円	964 円	1,045 円
(B) 実費負担							
滞在費	915 円						
食費	1,700 円 ※食費は1食ごとの請求となります。 (朝食：400 円、昼食：700 円、夕食：600 円)						
(C) 自己負担合計額合計 【(A) + (B)】	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
※食費は1,600 円で算定	3,161 円	3,285 円	3,330 円	3,411 円	3,497 円	3,579 円	3,660 円

※ (C) 自己負担合計額合計に、加算Ⅱ（サービス提供した場合の加算、該当者のみ）が加わります。

サービス利用料金表（１日あたり）２割負担の方 連続利用 30 日まで

ご利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
(1) 基本サービス費 [併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ)多床室]	902 円	1,122 円	1,206 円	1,344 円	1,490 円	1,630 円	1,768 円
(2) 加算Ⅰ（体制加算）			備考				
夜間職員配置加算（Ⅰ）	26 円		要支援の方は夜間職員配置加算Ⅰを算定しません。職員配置や体制等により、算定する加算が変更する場合があります。				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	44 円						
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月額 20 円						
(3) 介護職員等処遇改善 加算（Ⅰ）ロ 【(1)+(2)×17.6%】 ※生産性向上推進体制加算（Ⅱ） の分は除く	166 円	205 円	225 円	249 円	275 円	299 円	323 円
(A) 介護保険自己負担額 合計	1,112 円	1,371 円	1,501 円	1,663 円	1,835 円	1,999 円	2,161 円
(B) 実費負担							
滞在費	915 円						
食費	1,700 円 ※食費は1食ごとの請求となります。 (朝食：400 円、昼食：700 円、夕食：600 円)						
(C) 自己負担合計額合計 【(A) + (B)】 ※食費は1,600 円で算定	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
第4段階	3,727 円	3,986 円	4,116 円	4,278 円	4,450 円	4,614 円	4,776 円

※ (C) 自己負担合計額合計に、加算Ⅱ（サービス提供した場合の加算、該当者のみ）が加わります。

サービス利用料金表（１日あたり）２割負担の方 連続利用 31 日以上

ご利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
(1) 基本サービス費 [併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ)多床室]	884 円	1,096 円	1,146 円	1,284 円	1,430 円	1,570 円	1,708 円
(2) 加算Ⅰ（体制加算）			備考				
夜間職員配置加算（Ⅰ）	26 円		要支援の方は夜間職員配置加算Ⅰを算定しません。 職員配置や体制等により、算定する加算が 変更する場合があります。				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	44 円						
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月額 20 円						
(3) 介護職員等処遇改善 加算（Ⅰ）ロ 【(1)+(2) × 17.6%】 ※生産性向上推進体制加算（Ⅱ） の分は除く	163 円	201 円	214 円	238 円	264 円	289 円	313 円
(A) 介護保険自己負担額 合計	1,091 円	1,341 円	1,430 円	1,592 円	1,764 円	1,929 円	2,091 円
(B) 実費負担							
滞在費	915 円						
食費	1,700 円 ※食費は1食ごとの請求となります。 (朝食：400 円、昼食：700 円、夕食：600 円)						
(C) 自己負担合計額合計 【(A) + (B)】	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
※食費は1,600 円で算定	3,706 円	3,956 円	4,045 円	4,207 円	4,379 円	4,544 円	4,706 円

※ (C) 自己負担合計額合計に、加算Ⅱ（サービス提供した場合の加算、該当者のみ）が加わります。

サービス利用料金表（１日あたり）３割負担の方 連続利用 30 日まで

ご利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
(1) 基本サービス費 [併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ)多床室]	1, 353 円	1, 683 円	1, 809 円	2, 016 円	2, 235 円	2, 445 円	2, 652 円
(2) 加算Ⅰ（体制加算）			備考				
夜間職員配置加算（Ⅰ）	39 円		要支援の方は夜間職員配置加算Ⅰを算定しません。 職員配置や体制等により、算定する加算が変更する場合があります。				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	66 円						
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月額 30 円						
(3) 介護職員等処遇改善 加算（Ⅰ）ロ 【(1)+(2) × 17. 6%】 ※生産性向上推進体制加算（Ⅱ） の分は除く	250 円	308 円	337 円	373 円	412 円	449 円	485 円
(A) 介護保険自己負担額 合計	1, 669 円	2, 057 円	2, 251 円	2, 494 円	2, 752 円	2, 999 円	3, 242 円
(B) 実費負担							
滞在費	915 円						
食費	1, 700 円 ※食費は1食ごとの請求となります。 (朝食：400 円、昼食：700 円、夕食：600 円)						
(C) 自己負担合計額合計 【(A) + (B)】	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
※食費は1, 600 円で算定	4, 284 円	4, 672 円	4, 866 円	5, 109 円	5, 367 円	5, 614 円	5, 857 円

※ (C) 自己負担合計額合計に、加算Ⅱ（サービス提供した場合の加算、該当者のみ）が加わります。

サービス利用料金表（１日あたり）３割負担の方 連続利用 31 日以上

ご利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
(1) 基本サービス費 [併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ)多床室]	1, 326 円	1, 644 円	1, 719 円	1, 926 円	2, 145 円	2, 355 円	2, 562 円
(2) 加算Ⅰ（体制加算）			備考				
夜間職員配置加算（Ⅰ）	39 円		要支援の方は夜間職員配置加算Ⅰを算定しません。職員配置や体制等により、算定する加算が変更する場合があります。				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	66 円						
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月額 30 円						
(3) 介護職員等処遇改善 加算（Ⅰ）ロ 【(1)+(2) × 17. 6%】 ※生産性向上推進体制加算（Ⅱ） の分は除く	245 円	301 円	321 円	357 円	396 円	433 円	469 円
(A) 介護保険自己負担額 合計	1, 637 円	2, 011 円	2, 145 円	2, 388 円	2, 646 円	2, 893 円	3, 136 円
(B) 実費負担							
滞在費	915 円						
食費	1, 700 円 ※食費は1食ごとの請求となります。 (朝食：400 円、昼食：700 円、夕食：600 円)						
(C) 自己負担合計額合計 【(A) + (B)】	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
※食費は1, 600 円で算定	4, 252 円	4, 626 円	4, 760 円	5, 003 円	5, 261 円	5, 508 円	5, 751 円

※ (C) 自己負担合計額合計に、加算Ⅱ（サービス提供した場合の加算、該当者のみ）が加わります。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金表（１日あたり）

利用者負担段階 第１段階 連続利用 30 日まで

ご利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
(1) 基本サービス費 [併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ) 多床室]	451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
(2) 加算 I (体制加算)			備考				
夜間職員配置加算 (Ⅰ)	13 円		要支援の方は夜間職員配置加算 I を算定しません。 職員配置や体制等により、算定する加算が 変更する場合があります。				
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 円						
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	月額 10 円						
(3) 介護職員等処遇改善 加算 (Ⅰ) ロ 【(1)+(2) × 17.6%】 ※生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) の分は除く	83 円	103 円	112 円	124 円	137 円	150 円	162 円
(A) 介護保険自己負担額 合計	556 円	686 円	750 円	831 円	917 円	1,000 円	1,081 円
(B) 実費負担							
滞在費	0 円						
食費	300 円						
(C) 自己負担合計額合計 【 (A) + (B) 】	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	856 円	986 円	1,050 円	1,131 円	1,217 円	1,300 円	1,381 円

※ (C) 自己負担合計額合計に、加算Ⅱ（サービス提供した場合の加算、該当者のみ）が加わります。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金表（１日あたり）

利用者負担段階 第１段階 連続利用 31 日以上

ご利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
(1) 基本サービス費 [併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ) 多床室]	442 円	548 円	573 円	642 円	715 円	785 円	854 円
(2) 加算 I (体制加算)			備考				
夜間職員配置加算 (Ⅰ)	13 円		要支援の方は夜間職員配置加算 I を算定しません。 職員配置や体制等により、算定する加算が 変更する場合があります。				
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 円						
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	月額 10 円						
(3) 介護職員等処遇改善 加算 (Ⅰ) 口 【(1)+(2) × 17.6%】 ※生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) の分は除く	82 円	100 円	107 円	119 円	132 円	144 円	156 円
(A) 介護保険自己負担額 合計	546 円	670 円	715 円	796 円	882 円	964 円	1,045 円
(B) 実費負担							
滞在費	0 円						
食費	300 円						
(C) 自己負担合計額合計 【 (A) + (B) 】	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	846 円	970 円	1,015 円	1,096 円	1,182 円	1,264 円	1,345 円

※ (C) 自己負担合計額合計に、加算Ⅱ（サービス提供した場合の加算、該当者のみ）が加わります。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金表（１日あたり）

利用者負担段階 第２段階 連続利用 30 日まで

ご利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
(1) 基本サービス費 [併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ) 多床室]	451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
(2) 加算Ⅰ（体制加算）			備考				
夜間職員配置加算（Ⅰ）	13 円		要支援の方は夜間職員配置加算Ⅰを算定しません。職員配置や体制等により、算定する加算が変更する場合があります。				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円						
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月額 10 円						
(3) 介護職員等処遇改善 加算（Ⅰ）ロ 【(1)+(2) × 17.6%】 ※生産性向上推進体制加算（Ⅱ） の分は除く	83 円	103 円	112 円	124 円	137 円	150 円	162 円
(A) 介護保険自己負担額 合計	556 円	686 円	750 円	831 円	917 円	1,000 円	1,081 円
(B) 実費負担							
滞在費	430 円						
食費	上限 600 円/日まで ※食費は 1 食ごとの請求となります。 (朝食：400 円、昼食：700 円、夕食：600 円)						
(C) 自己負担合計額合計 【(A) + (B)】 ※食費は 600 円で算定	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	1,586 円	1,716 円	1,780 円	1,861 円	1,947 円	2,030 円	2,111 円

※ (C) 自己負担合計額合計に、加算Ⅱ（サービス提供した場合の加算、該当者のみ）が加わります。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金表（１日あたり）

利用者負担段階 第２段階 連続利用 31 日以上

ご利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
(1) 基本サービス費 [併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ) 多床室]	442 円	548 円	573 円	642 円	715 円	785 円	854 円
(2) 加算Ⅰ（体制加算）			備考				
夜間職員配置加算（Ⅰ）	13 円		要支援の方は夜間職員配置加算Ⅰを算定しません。職員配置や体制等により、算定する加算が変更する場合があります。				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円						
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月額 10 円						
(3) 介護職員等処遇改善 加算（Ⅰ）ロ 【(1)+(2) × 17.6%】 ※生産性向上推進体制加算（Ⅱ） の分は除く	82 円	100 円	107 円	119 円	132 円	144 円	156 円
(A) 介護保険自己負担額 合計	546 円	670 円	715 円	796 円	882 円	964 円	1,045 円
(B) 実費負担							
滞在費	430 円						
食費	上限 600 円/日まで ※食費は 1 食ごとの請求となります。 (朝食：400 円、昼食：700 円、夕食：600 円)						
(C) 自己負担合計額合計 【(A) + (B)】 ※食費は 600 円で算定	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	1,576 円	1,700 円	1,745 円	1,826 円	1,912 円	1,994 円	2,075 円

※ (C) 自己負担合計額合計に、加算Ⅱ（サービス提供した場合の加算、該当者のみ）が加わります。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金表（１日あたり）

利用者負担段階 第３段階① 連続利用 30 日まで

ご利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
(1) 基本サービス費 [併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ) 多床室]	451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
(2) 加算Ⅰ（体制加算）			備考				
夜間職員配置加算（Ⅰ）	13 円		要支援の方は夜間職員配置加算Ⅰを算定しません。 職員配置や体制等により、算定する加算が 変更する場合があります。				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円						
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月額 10 円						
(3) 介護職員等処遇改善 加算（Ⅰ）ロ 【(1)+(2) × 17.6%】 ※生産性向上推進体制加算（Ⅱ） の分は除く	83 円	103 円	112 円	124 円	137 円	150 円	162 円
(A) 介護保険自己負担額 合計	556 円	686 円	750 円	831 円	917 円	1,000 円	1,081 円
(B) 実費負担							
滞在費	430 円						
食費	上限 1,030 円/日まで ※食費は 1 食ごとの請求となります。 (朝食：400 円、昼食：700 円、夕食：600 円)						
(C) 自己負担合計額合計 【(A) + (B)】	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
※食費は 1,030 円で算定	2,016 円	2,146 円	2,210 円	2,291 円	2,377 円	2,460 円	2,541 円

※ (C) 自己負担合計額合計に、加算Ⅱ（サービス提供した場合の加算、該当者のみ）が加わります。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金表（１日あたり）

利用者負担段階 第３段階① 連続利用 31 日以上

ご利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
(1) 基本サービス費 [併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ) 多床室]	442 円	548 円	573 円	642 円	715 円	785 円	854 円
(2) 加算Ⅰ（体制加算）			備考				
夜間職員配置加算（Ⅰ）	13 円		要支援の方は夜間職員配置加算Ⅰを算定しません。 職員配置や体制等により、算定する加算が変更する場合があります。				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円						
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月額 10 円						
(3) 介護職員等処遇改善 加算（Ⅰ）ロ 【(1)+(2) × 17.6%】 ※生産性向上推進体制加算（Ⅱ） の分は除く	82 円	100 円	107 円	119 円	132 円	144 円	156 円
(A) 介護保険自己負担額 合計	546 円	670 円	715 円	796 円	882 円	964 円	1,045 円
(B) 実費負担							
滞在費	430 円						
食費	上限 1,030 円/日まで ※食費は 1 食ごとの請求となります。 (朝食：400 円、昼食：700 円、夕食：600 円)						
(C) 自己負担合計額合計 【(A) + (B)】 ※食費は 1,030 円で算定	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	2,006 円	2,130 円	2,175 円	2,256 円	2,342 円	2,424 円	2,505 円

※ (C) 自己負担合計額合計に、加算Ⅱ（サービス提供した場合の加算、該当者のみ）が加わります。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金表（１日あたり）

利用者負担段階 第３段階② 連続利用 30 日まで

ご利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
(1) 基本サービス費 [併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ) 多床室]	451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
(2) 加算Ⅰ（体制加算）			備考				
夜間職員配置加算（Ⅰ）	13 円		要支援の方は夜間職員配置加算Ⅰを算定しません。職員配置や体制等により、算定する加算が変更する場合があります。				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円						
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月額 10 円						
(3) 介護職員等処遇改善 加算（Ⅰ）ロ 【(1)+(2) × 17.6%】 ※生産性向上推進体制加算（Ⅱ） の分は除く	83 円	103 円	112 円	124 円	137 円	150 円	162 円
(A) 介護保険自己負担額 合計	556 円	686 円	750 円	831 円	917 円	1,000 円	1,081 円
(B) 実費負担							
滞在費	530 円						
食費	上限 1,360 円/日まで ※食費は 1 食ごとの請求となります。 (朝食：400 円、昼食：700 円、夕食：600 円)						
(C) 自己負担合計額合計 【(A) + (B)】	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
※食費は 1,360 円で算定	2,446 円	2,576 円	2,640 円	2,721 円	2,807 円	2,890 円	2,971 円

※ (C) 自己負担合計額合計に、加算Ⅱ（サービス提供した場合の加算、該当者のみ）が加わります。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金表（１日あたり）

利用者負担段階 第３段階② 連続利用 31 日以上

ご利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
(1) 基本サービス費 [併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ) 多床室]	442 円	548 円	573 円	642 円	715 円	785 円	854 円
(2) 加算Ⅰ（体制加算）			備考				
夜間職員配置加算（Ⅰ）	13 円		要支援の方は夜間職員配置加算Ⅰを算定しません。職員配置や体制等により、算定する加算が変更する場合があります。				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円						
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月額 10 円						
(3) 介護職員等処遇改善 加算（Ⅰ）ロ 【(1)+(2) × 17.6%】 ※生産性向上推進体制加算（Ⅱ） の分は除く	82 円	100 円	107 円	119 円	132 円	144 円	156 円
(A) 介護保険自己負担額 合計	546 円	670 円	715 円	796 円	882 円	964 円	1,045 円
(B) 実費負担							
滞在費	530 円						
食費	上限 1,360 円/日まで ※食費は 1 食ごとの請求となります。 (朝食：400 円、昼食：700 円、夕食：600 円)						
(C) 自己負担合計額合計 【(A) + (B)】	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
※食費は 1,360 円で算定	2,436 円	2,560 円	2,605 円	2,686 円	2,772 円	2,854 円	2,935 円

※ (C) 自己負担合計額合計に、加算Ⅱ（サービス提供した場合の加算、該当者のみ）が加わります。

(ii) 加算Ⅱ（サービス提供した場合の加算）

加算項目	利用料自己負担額			備考
	1 割の方	2 割の方	3 割の方	
送迎加算（回数）	184 円	368 円	552 円	片道につき。
療養食加算（回数）	8 円	16 円	24 円	1 日 3 回を限度。
緊急短期入所受入加算 （日額）	90 円	180 円	270 円	原則 7 日間。やむを得ない場合は 14 日間。
減算 長期利用者に対する短期入所 生活介護（日額）	△30 円	△60 円	△90 円	連続して 30 日を超えて 同一の指定短期入所生 活介護事業所に入所し ている場合。

※ 2018年（平成30年）8月からの利用料金につきましては、各自の負担割合（1割、2割、3割）を記載した「介護保険負担割合証」（市区町村発行）に記載されている額とします。

※ 低所得の方については、保険者（市区町村）の発行する「介護保険負担限度額認定証」に記載されている額とします。

○加算表（上記Ⅰ・Ⅱ）

項目	単位（円）			適用条件（概略）
	1 割の方	2 割の方	3 割の方	
夜間職員配置加算 （Ⅰ）（日額）	13 円	26 円	39 円	基準以上に夜勤職員 1 名以上配置している場合。
サービス提供体制加算 （Ⅰ）（日額）	22 円	44 円	66 円	常勤換算で介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が以下のいずれかに該当。 ①介護福祉士 80%以上、 ②勤続 10 年以上介護福祉士 35% 上記に加え、サービスの質の向上に資する取り組みを実施。
生産性向上推進体制加算 （Ⅱ）（月額）	10 円	20 円	30 円	ご利用者の安全、介護サービスの確保、職員の負担軽減等のための委員会の開催と改善活動を行い、見守り機器等を 1 つ以上導入し、データの提供を 1 年以内ごとに 1 回行った場合。
送迎加算（片道） （日額）	184 円	368 円	552 円	ご利用者の自宅まで送り、迎えした場合。
療養食加算 （1 回につき）	8 円	16 円	24 円	栄養士による管理の下、医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量及び内容の食事（療養食）を提供した場合。 1 日に 3 回を限度。

緊急短期入所受入加算 (日額)	90 円	180 円	270 円	介護支援専門員が、緊急に必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合（原則 7 日間。やむを得ない場合は 14 日間。）
減算 (日額) 長期利用者に対する短期入所生活介護	△30 円	△60 円	△90 円	連続して 30 日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に利用している場合。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口(月額)	所定単位数に 17.6%を乗じた単位数			介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算。

※加算を算定する場合は、事前にご通知いたします。

- ☆ ご利用者がまだ要支援認定・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただくことになります（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更いたします。その際、変更同意書を取り交わすことで再契約したとみなす事ができるものとします。
- ☆ ご利用者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 8 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超えたサービス

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、前記 5 (1)

(ii) のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」の全額（自己負担額ではありません。また加算分は含まれます。）が必要となります。

② 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円（ただし、A3 は 20 円）

③ 滞在費

ご利用者の滞在に要する費用です。（室料及び光熱水費相当）

利用料金：居室に係る利用料金は、以下のとおりとします。（1日あたり）

居室別料金表

居室別	滞在費
多床室	915円

④ 食事代

ご利用者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用相当です。

利用料金	朝食	400円
	昼食	700円
	夕食	600円

* 当日欠食されましてもご負担頂きます。

③④は特定入所者介護サービス費の給付対象となるサービスのため、介護保険負担限度額のご負担となります。

⑤ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

※入所者全員が参加する定例行事や機能訓練の一貫として行われるクラブ活動は除きます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用（実費）を負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑦ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、送迎加算の上、通常の事業実施地域を越えた部分について実費相当額として下記の料金をいただきます。

184円＋1kmごとに100円（片道）

⑧ 理髪・美容

理美容師の出張によるサービスをご利用いただけます。

利用料金：実費となります。

⑨ 特別な食事の提供

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：特別な食事のために要した追加の費用。

☆ 経済状況の変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更する内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

○淡路信用金庫（1691） 志筑支店（004） 普通預金

口座番号 406850

口座名義 社会福祉法人 千鳥会 千鳥会ゴールド 千鳥会ゴールド利用者
施設長 笠谷 享代

○ゆうちょ銀行

記号-14930 番号-52399911

社会福祉法人 千鳥会

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業所に申し出て下さい。
- 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

- 介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご利用者に提示して協議します。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力病院

病院の名称	特定医療法人社団 順心会 順心淡路病院
所在地	淡路市大町下 6 6 - 1
診療科	内科、循環器内科、神経内科、外科、外科（大腸・肛門）、脳外科、歯科口腔外科、耳鼻科、泌尿器科、整形

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	氷室歯科医院
所在地	淡路市志筑 1 5 6 2 - 8

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の 7 日前までにご利用者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に 6 か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 18 条参照）

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 19 条、第 20 条参照）

契約の有効期間中であっても、ご利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご利用者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ ご利用者の「介護予防サービス計画（ケアプラン）」・「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑧ 他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

○解約料の徴収 契約を解除する場合、解約料は徴収しません。

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 2 1 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

その場合には、ご利用者に対して 1 カ月前の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- ① ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者の行動が他のご利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為（自殺にいたる恐れがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ 暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律（兵庫県暴力団排除条例・兵庫県条例第 3 5 号）に基づき利用者及び身元引受人等が暴力団関係者又は、暴力団関係者との利害関係者であることが判明した場合、又は施設をその事務所 その他の活動の拠点に供した場合
- ⑥ ご利用者またはそのご家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又は セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、ご利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合

○解約料の徴収 契約を解除する場合、解約料は徴収しません。

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 1 8 条参照）

契約が終了する場合には、事業所はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条に規定される義務を負います。事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態をみて必要な場合は、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認の上サービスを提供します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定し備えるとともに、ご利用者に対して、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。感染症や災害が発生した場合であっても、ご利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。
- ④ 認知症についての理解を深め、ご利用者本人を主体とした介護を行うことで、その方の尊厳を守ります。介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者については、認知症介護基礎研修を受講されるために必要な措置を講じます。
- ⑤ ご利用者及び他のご利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。やむを得ず行う場合は、ご利用者及びそのご家族等へ説明し、その同意を得た上で、必要最小限の範囲で行うように努めると共に、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。
- ⑥ 虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための対策を定期的に検討していきます。また、担当者を置き、研修等を通じて職員に周知徹底を図ることで、ご利用者の人権を擁護します。
- ⑦ ご利用者に対する褥瘡予防のため、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備します。
- ⑧ ご利用者に対する感染症対策及び食中毒の発生やまん延を防ぐ為に委員会を設置し、感染予防に関する指針の作成や職員研修を行うと共に、感染症の発生が疑われる際は対応の手順に従い対応します。
- ⑨ 介護上の事故等の発生及び再発防止の為に、事故発生時の対応に関する指針を整備すると共に、事故報告を分析し、改善策を検討する委員会を設置し、職員への周知や研修会を開催して再発防止に努めます。上記の措置を適切に実施するための担当者を配置します。
- ⑩ ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑪ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。但し、コピー

代は有料となります。

- ⑫ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑬ 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。但し、ご利用者の医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご利用者の同意を得ます。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、社会通念上危険な物の持ち込みは御遠慮下さい。

(2) 面会

面会時間 8：30～17：30

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。なお、来訪される場合、必要以上の食べ物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 事業所・設備の使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）

- 居室及び共用事業所、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすようなハラスメント、宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(4) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、ご利用者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

10. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

- (1) 当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者側に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① ご利用者(その家族も含む)が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- ② ご利用者(その家族も含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- ③ ご利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- ④ ご利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

11. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 〔生活相談員〕 湯本 健作
電 話 (0799) 62-5100
FAX (0799) 62-5530
対応時間 9:00～17:00

○第三者委員 〔評議員〕 川端 英樹
電話 (0799) 62-3206
〔評議員〕 仲野 和美
電話 (0799) 65-0055

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付ける事が出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町 1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9:00~17:15 月~金
淡路市役所健康福祉部 長寿介護課介護保険係	所在地 淡路市生穂新島8番地 電話番号 (0799) 64-0001 FAX番号 (0799) 64-2529 受付時間 9:00~17:15 月~金
兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター内 電話番号 (078) 242-6868 FAX番号 (078) 271-1709 受付時間 10:00~16:00 月~金

12. カスタマーハラスメントに関する当事業所の考え方

当事業所では、すべてのご利用者に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。

そのため、ご利用者又はそのご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当することがあります。

- ・大声での叱責や威圧的な言動
- ・人格を否定する発言や差別的な言動
- ・業務の範囲を超えた過度な要求
- ・長時間にわたる執拗な要望やクレーム

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

13. 身元引受人

身元引受人をご指定下さい。身元引受人の主な責任は以下の通りです。なお、身元引受人は、民法（債権法）に定める保証人としての責務を負います。

① 重要事項説明書各条項のほか、以下の各項目に従い債務を保証

- 1) 保証人は、本契約から生じるご利用者の債務を負担するものとする。
- 2) 前項の保証人の極度額は60万円を限度とする。
- 3) 保証人の請求があったときは、事業者は保証人に対し、遅滞なく利用料等の支払

い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、ご利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

- ② 入院等に関する手続き、費用負担
- ③ 契約終了後のご利用者受け入れ先の確保
- ④ ご利用者が死亡した場合のご遺体および残置物の引取り等
- ⑤ 面談、その他ご利用者に関して必要と思われる事項

※身元引受人が役割を果たせなくなった場合には、新たな身元引受人を立てて頂きます。

14. 重要事項の変更について

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じる場合には、ご利用者にその内容を文書で通知し、口頭で説明及び同意を得るものとします。都度ご報告させていただきます。

西暦 年 月 日

短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書の説明と交付を行いました。

事業者 社会福祉法人千鳥会 特別養護老人ホーム千鳥会ゴールド

説明場所：

説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

『 ご利用者 （契約者） 』

住所

氏名 印

『 身元引受人①（署名代行者） 』

住所

氏名 印

（ご利用者との関係： ）

『 身元引受人② 』

住所

氏名 印

（ご利用者との関係： ）